

## 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されている。このため、社会的信用や実績を築いた人が望まない改正をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う人や、一部の資格証では旧姓の使用が認められず、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用拡大の取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける本人の負担のみならず、企業・行政による管理コストの増大、ダブルネームの悪用への懸念、海外での業務や生活への支障といった通称使用の限界が指摘されている。氏名は個人の尊厳や人権に関わるものであり、旧姓の通称使用は根本的な解決策にはならない。

令和3年6月、最高裁判所大法廷は、平成27年12月の判決に続き、夫婦同姓規定を合憲と決定する一方、夫婦の氏に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、再びこの問題の解決を国会に委ねた。しかし、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

家族の在り方が多様化する今、国民の価値観の変化や世論の動向及び最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務であると考えられる。

よって、下記の事項について要望する。

### 記

- 1 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月30日

能代市議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

} 宛